

日医発第 1205 号（健Ⅱ）  
令和 4 年 9 月 20 日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菔 敏

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に関するリーフレットについて

今般、厚生労働省より、各都道府県等衛生主管部（局）宛標記の事務連絡がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本事務連絡は、一般の方向けに、新型コロナウイルス感染症罹患後に症状が改善せずに長引く場合があることや、その場合、かかりつけ医等の地域の医療機関に相談すること等を示した、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に関するリーフレットを別添のとおり作成した旨、連絡するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント（第 1.1 版）：  
[令和 4 年 6 月 17 日付日医発第 586 号（健Ⅱ）](#) 参照

事 務 連 絡  
令和 4 年 9 月 15 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に関するリーフレットについて

平素より、新型コロナウイルス感染症対策や罹患後症状の対応にご尽力頂きありがとうございます。

厚生労働省では、「一類感染症等の患者発生時に備えた臨時的対応に関する研究」（令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業）において、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に関する知見、診療のアプローチ及びフォローアップ方法等についてまとめた「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント」を作成しており、罹患後症状に悩む方の診療にご活用頂けるよう、医療機関等に幅広く周知しております。

今般、一般の方向けに、罹患後に症状が改善せずに長引く場合があることや、その場合、かかりつけ医等の地域の医療機関に相談すること等を示した、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に関するリーフレットを別添のとおり作成いたしました。

つきましては、内容について御了知の上、貴会会員へ幅広く周知頂き、引き続き、罹患後症状に悩む方に寄り添った診療を御願い申し上げます。

なお、各都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部（局）には、周知済みであることを申し添えます。

（送付資料）

- ・本紙
- ・リーフレット

事 務 連 絡  
令和 4 年 9 月 15 日

各 

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に関するリーフレットについて

平素より、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力頂きありがとうございます。

厚生労働省では、「一類感染症等の患者発生時に備えた臨時的対応に関する研究」（令和元年度厚生労働行政推進調査事業費補助金 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業）において、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に関する知見、診療のアプローチ及びフォローアップ方法等についてまとめた「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント」を作成しており、罹患後症状に悩む方の診療にご活用頂けるよう、医療機関等に幅広く周知しております。

今般、一般の方向けに、別添のとおり新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に関するリーフレットを作成いたしました。つきましては、内容について御了知の上、管下の医療機関や住民等へ、幅広く周知頂きますようお願い申し上げます。

（送付資料）

- ・本紙
- ・リーフレット

新型コロナウイルス感染症に感染された方へ

# 症状が長引く<sup>りかん</sup> (罹患後症状)

ことがあることを知っていますか

新型コロナウイルス感染症にかかった後、ほとんどの方は時間経過とともに症状が改善します。いまだ不明な点が多いですが、一部の方で長引く症状<sup>りかん</sup> (罹患後症状, いわゆる後遺症) があることがわかってきました。

## りかん 罹患後症状の例

疲労感・倦怠感

関節痛

筋肉痛

咳

喀痰

息切れ

胸痛

脱毛

記憶障害

集中力低下

頭痛

抑うつ

嗅覚障害

味覚障害

動悸

下痢

腹痛

睡眠障害

筋力低下

(参考1) 新型コロナウイルス感染症診療の手引き 別冊 罹患後症状のマネジメント  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000952700.pdf>



(参考2) WHO (世界保健機関) は、罹患後症状について「新型コロナウイルスに罹患した人にみられ、少なくとも2カ月以上持続し、また、他の疾患による症状として説明がつかないもの。通常は発症から3カ月経った時点にもみられる。」と定義しています。

## 症状が改善せず続く場合には…?

(新たに症状が出現した場合も含みます。)

**かかりつけ医等や  
地域の医療機関に相談しましょう。**

※ 自治体によっては、相談窓口を設置している場合や相談できる医療機関のリストをホームページで公開している場合があります。